

ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技実施要領

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技実施要領（以下「要領」という。）は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「ふるさと納税推進事業業務」（以下「業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

要領とこれに関連して県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、要領に記載している内容を優先する。

1 事業内訳

- (1) 業 務 名 ふるさと納税推進事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添「ふるさと納税推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 委託契約の予定期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 委託経費（委託額の上限）（消費税及び地方消費税を含む金額）

- (1) 契約期間総額 82,675,610円
- (2) 年度別金額 令和7年度 9,181,810円
令和8年度 36,746,900円
令和9年度 36,746,900円

※上記の委託額の上限金額には、返礼品代金や返礼品配送料を含む。

※寄附件数の著しい増加等により、寄附額が想定額を超えた場合、予算の範囲内で委託料を増額する場合がある。

4 実施スケジュール

- (1) 公募開始（要領等の公開） 令和7年10月 6日（月）
- (2) 要領等に関する質問の受付期限 令和7年10月10日（金）正午
- (3) 上記質問に対する回答掲載（最終） 令和7年10月15日（水）午後5時
- (4) 参加資格確認申請期限 令和7年10月20日（月）午後5時
- (5) 参加資格の確認結果通知（最終） 令和7年10月22日（水）
- (6) 企画提案書の提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時
- (7) 審査による委託候補者の選定及び結果通知 令和7年11月 5日（水）（予定）
- (8) 契約締結予定 令和7年11月中旬

5 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加することができる者は、(1)に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 参加資格要件

- ア 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- カ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応することができる体制を整えていること。
- キ 本業務の遂行に際し、関連法令等を遵守し、的確に遂行することができる能力を有する者であること。

(2) 共同企業体

5（1）アの要件を満たさない者であっても、複数で共同企業体（以下「JVという」。）を組織し、本企画提案競技に参加できるものとする。

ただし、JVの全ての構成員は5（1）のイからキの条件を満たし、JVの構成員のうち1以上の者は、5（1）の全ての要件を満たす者とする。

なお、JVの構成員である者は、単独の参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

6 手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県あきた未来創造部 あきた未来戦略課 企画チーム

住所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1232

FAX：018-860-3870

メールアドレス：Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は、開催しない。応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(掲載書類)

- ・要領（本書）
- ・仕様書
- ・ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要領
- ・ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技審査基準
- ・ふるさと納税推進事業業務委託企画提案評価票
- ・【様式第1号】ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技実施要領等に関する質問票
- ・【様式第2号】企画提案競技参加資格宣誓書兼申請書
- ・【様式第3号】会社概要整理票
- ・【様式第4号】共同企業体結成届等（JV参加の場合のみ）
- ・【様式第5号】過去2年間の主要業務実績書（同種の実績を記載）
- ・【様式第6号】ふるさと納税推進事業業務委託参加資格宣誓書兼申請書受付票及び受領票
- ・【様式第7号】企画提案提出届
- ・【様式第8号】ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票（該当者のみ）
- ・【様式第8号（別紙）】第三者による賃上げ実績を確認できる書類（参考様式）

(3) 要領等に関する質問の受付

要領等に関する質問は、【様式第1号】のふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技実施要領等に関する質問票により受け付ける。

ア 受付期限：令和7年10月10日（金）正午

イ 受付場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：電子メールに限る。

エ 回答方法：質問及び回答事項をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

オ 掲載期日：随時掲載（最終掲載：令和7年10月15日（水）午後5時）

(4) 参加資格の確認

本業務に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- ・【様式第2号】企画提案競技参加資格宣誓書兼申請書

- ・【様式第 3 号】会社概要整理票
- ・【様式第 4 号】共同企業体結成届等（J V参加の場合のみ）
- ・【様式第 5 号】過去 2 年間の主要業務実績書（同種の実績を記載）
- ・【様式第 6 号】ふるさと納税推進事業業務委託参加資格宣誓書兼申請書受付票及び受領票

イ 提出期限：令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）午後 5 時

- ・持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に事務局に提出のこと。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局に必着のこと。

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

エ 参加資格の確認は、イの提出期限の日をもって行う。

オ 参加資格の確認結果は、令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）までに電子メールにより通知する。

カ 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消すものとする。

（5）参加資格の喪失

（4）により参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

（6）企画提案書の作成及び提出

参加者は、【様式第 7 号】企画提案提出届に企画提案書を添え、見積書と併せて、ウの提出期限までに、持参又は郵送により（1）の事務局へ提出すること。なお、提出に当たっては、エに掲げる事項に留意すること。

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 8 部

次の（ア）から（カ）までの資料・内容を含めること。また、仕様書を熟読の上、作成することし、企画提案書のサイズは原則として A 4 横版とする。

（ア）スケジュール

本業務を円滑に進めるための作業スケジュールを具体的に提示すること。また、寄附受付は、令和 7 年 1 2 月中に開始することとする。日程に関しては企画提案の中で示すこと。

（イ）業務実施体制

従事者名簿など業務の実施体制が分かる内容（連携する外部機関がある場合は、当該機関との業務分担等）について提示すること。また、寄附者からの問合せや苦情などのトラブルが発生した場合や繁忙期の対応、返礼品提供事業者を支援する体制（同事業者に対する返礼品代金の支払スケジュールを含む。）についても示すこと。

（ウ）ポータルサイトの管理運営

返礼品の掲載についての工夫や在庫管理及び寄附額の増加につながる対策等を提示すること。

(エ) 返礼品提供事業者及び返礼品情報の収集・管理

返礼品提供事業者及び返礼品情報について収集・管理を行い、県に情報提供するためのフォーマットを提案すること。フォーマットは、県が総務省の指定申出を行う際に参考となるように工夫すること。

(オ) 返礼品の出荷・配送・管理

返礼品の受発注、配送の手配、配送状況の管理方法等について提示すること。

(カ) 返礼品付きふるさと納税に関する業務の履行実績

過去に行った返礼品付きふるさと納税に関する業務の履行実績や、自社の特色などPRできる事項を提示すること。

(キ) 返礼品の開発

令和7年12月からは、新たに5品目の返礼品（別紙）を追加してスタートするが、市町村におけるふるさと納税の取組に配慮した上で新たな返礼品の開発を検討していくことから、返礼品提供事業者の新規開拓等を含めて新たな返礼品開発の具体的な進め方を、市町村への配慮の工夫と合わせて提案すること。（現物のみでなく体験型アクティビティなどを含む。）

(ク) その他創意工夫点

上記（ア）から（キ）以外の県の業務の削減や寄附の拡大、返礼品や本県の魅力の周知に関する取組、寄附者からの問い合わせ等対応など広く独自提案があれば示すこと。

イ 見積書 正本1部

(ア) 企画提案の内容を実施するための費用（3に示す委託額の上限を超えない範囲で内訳も示すこと。）を年度ごとに明らかにした見積書を秋田県知事あてに提出すること。見積書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入するほか、責任者及び担当者の部署、役職・氏名、電話番号・FAX番号、メールアドレスを記入すること。

(イ) 見積書に記載する金額は、次のaの寄附金受入（見込）及びbのワンストップ特例申請があった場合に要する委託料とし、その内訳をcのとおり記載し、その算出根拠を示すこと。

なお、見積は消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

a 寄附金受入（見込）

区 分	寄附件数（件）	寄附金額（円）
令和7年度	910	25,000,000
令和8年度	3,700	100,000,000
令和9年度	3,700	100,000,000

b ワンストップ寄附金受入（見込）

区 分	紙媒体（件）	オンライン等 （件）
令和7年度	228	91
令和8年度	925	370
令和9年度	925	370

c 見積項目

次の（a）から（d）の合計額を記載すること。

- （a）基本業務委託料：寄附額の●%
- （b）寄附金受領証明書等作成及び発送業務 1件当たり●円
- （c）ワンストップ特例制度申請受付業務
 - ・紙媒体の場合 1件当たり●円
 - ・ポータルサイト・オンライン経由の場合 1件当たり●円
- （d）返礼品代金及び配送料
 - 令和7年度 7,500,000円
 - 令和8年度 30,000,000円
 - 令和9年度 30,000,000円

※上記の上限額（率）

- （a）寄附金額の5.5%
- （b）1件当たり263円（郵送料・封筒代等を含む。）
- （c）紙媒体の場合 1件当たり280円
ポータルサイト・オンライン経由の場合 1件当たり40円

※上記（イ）a及びbで示した件数・金額は、見積書作成のための条件として仮定したものであり、変動することを承知すること。

ウ 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時

郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局必着となるよう提出すること。

エ 留意事項

- （ア）企画提案は1案のみ提出できることとする。
- （イ）提出期限までに提出できない者は、辞退したものとみなす。
- （ウ）一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き替え又は撤回することができない。
- （エ）提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

（7）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- イ 誤字、脱字等により必要事項を確認することができない提案
- ウ その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 業務委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、「ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱」により設置された審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、「ふるさと納税推進事業業務委託企画提案競技審査基準」に基づき行う。なお、6（6）イの見積書に記載の企画提案の実施に要する費用の総額が3の委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査日程 令和7年11月5日（水）（予定）

(3) 審査方法

原則、企画提案書の書類審査及び企画提案者によるプレゼンテーション審査に基づき、審査する。審査委員会は、県庁本庁舎又は秋田地方総合庁舎において開催することを予定しているが、詳細は別途通知する。なお、書面による審査を行う場合は、別途連絡する。

審査委員会で最も優れていると認めた者を本業務の契約候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者にメールにより通知する。ただし、提案された内容が、事業の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査員が判断した場合には、委託候補者を選定しないことがある。

(4) 苦情申立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。

ただし、同規則第178条第3号の規定により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により、契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 参加者が本件企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。

(別紙) 返礼品目に関する留意事項について

1 県が予定している返礼品目

現在、返礼品として設定している「ウェルカムサービス優待スタンプカード」及び「チョイスPayによる電子ポイント」に加えて、次の5品目をスタートさせることとする。

- (1) 米 (サキホコレ)
 - ・ 5 k g
 - ・ 5 k g × 2 袋
- (2) 肉 (秋田牛)
 - ・ 秋田牛サーロインステーキ 1 8 0 g × 3
 - ・ 秋田牛肩ローススライス 4 0 0 g
- (3) トラベルクーポン
 - ・ 楽天トラベルクーポン
 - ・ ふるなびトラベルポイント
- (4) 健 (検) 診メニュー
 - ・ (公財) 秋田県総合保健事業団：がん検診コース
 - ・ 秋田県立循環器・脳脊髄センター：脳ドックコース、頭部MRI・MRA健診コース
- (5) プロバスケットボールチーム「秋田ノーザンハピネッツ」観戦チケットなど

※ (1) 及び (2) については、寄附受入状況や返礼品の需給動向等を踏まえ、返礼品の確保や在庫管理等における工夫 (不足した場合の対応) などを提案すること。なお、これらの品目については県で前もって調整している事業者を含めた形で返礼品の調達・提供を行うこととし、参加資格を有すると認められた者に対しては、これらの事業者に係る情報を個別に提供するものとする。

※ (4) 及び (5) については記載した内容に従い、ポータルサイト掲載等の支援を行うこと。また、実施機関への直接の問合せは行わないこととし、質問等があれば、必ず県を通して行うこと。

以上を踏まえ、企画提案書を作成すること。